

平成22年度 介護保険料の お知らせ

お問い合わせ
市役所税務課 ☎63-5110

国の特例交付金による軽減

平成21年4月から介護に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬が改定されました。この改定により介護保険料も上昇しますが、国の特例交付金により保険料が軽減されています。
佐渡市では平成21、22年度の介護保険料の上昇分のうち、介護報酬改定による増額分は国の特例交付金により軽減されます。

昨年、介護保険料の見直しが行われましたが、平成21年度〜23年度までの3年間は、介護報酬改定の影響を抑制するための特別対策の実施により、保険料は毎年変更となります。
改定2年目の今年度は、特例交付金による軽減割合が半額となるため、保険料額は上昇となります。

平成21年度は増額分の全額が軽減されましたが、軽減は3年間で段階的に廃止されるため、今年度は昨年度の半額の軽減となります。

年度当初は仮の保険料です

年度当初は、保険料の算定基礎となる前年の合計所得等が確定していないため、仮の保険料を納めていただくこととなります。

○特別徴収（年金からの天引き）

4、6、8月は、平成21年度6期分と同じ額となりますが、仮徴収期（4、6、8月）の額が大きく増減すると予想される方は、6、8月の額が変更されます。

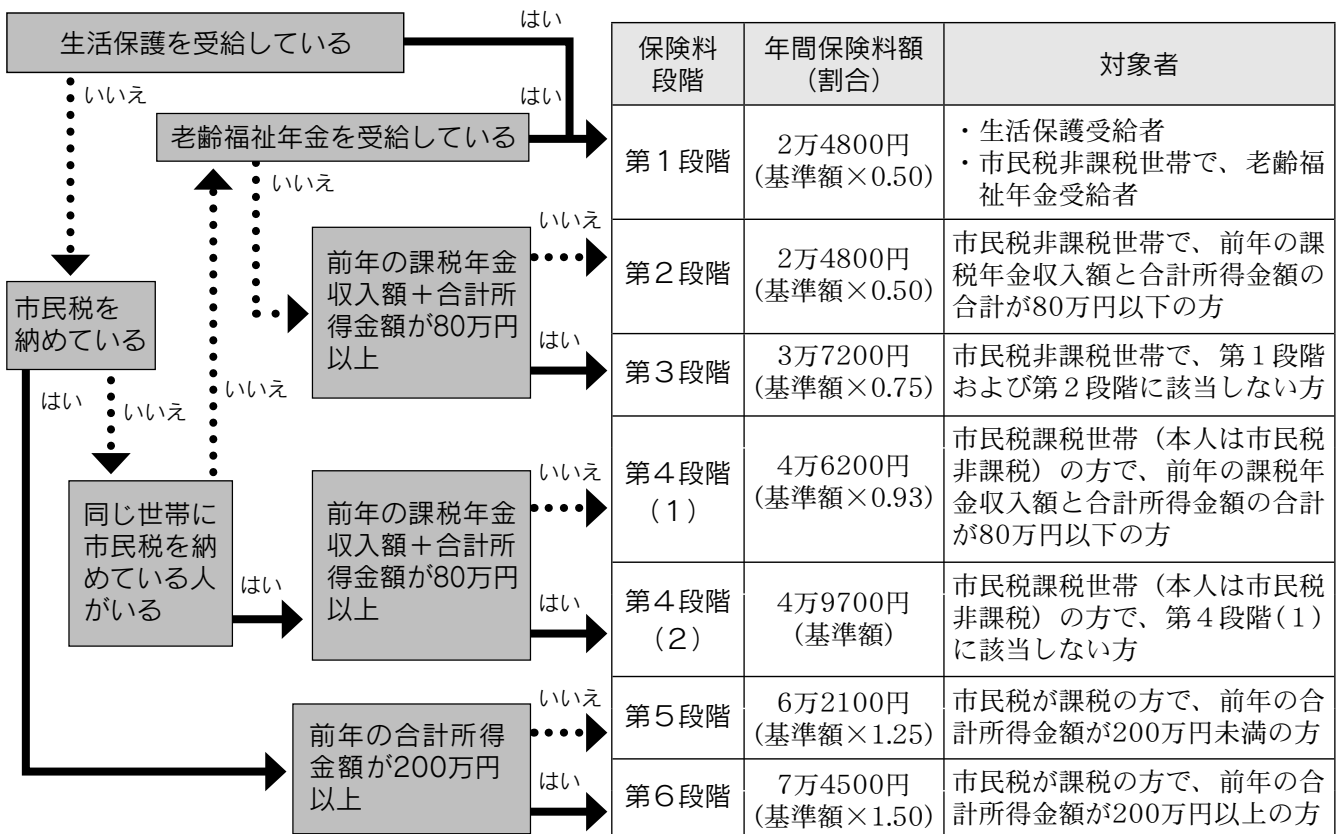
○普通徴収（納付書または口座振替による納付）

4、6月の保険料額は、平成21年度の保険料段階に基づき、保険料年額相当の概ね6分の1ずつの額となっています。

保険料の正式決定は8月

保険料の決定は市民税が確定する6月を待って、8月に正式決定します。
保険料の確定後、普通徴収の方は8月以降の納期で、特別徴収の方は10月以降の納期で差額を調整し、個人あてに通知されます。

【保険料段階の判定は次のとおりです】



※介護報酬改定の影響を抑制するため、特別対策の実施により保険料は毎年変更となります。